

平成28年度8回中郷区地域協議会次第

日 時:平成28年10月25日(火)18時30分～

場 所:中郷区総合事務所 第4会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

(1) 地域協議会又は地域活動支援事業に係る課題及び
改善策等について …資料No.1

(2) 自主審議事項について …資料No.2

4 その他

5 閉 会

資料No.1

第8回地域協議会

H28. 10. 25

地域協議会又は地域活動支援事業に係る地域協議会からの意見・課題

地域自治区名：(中郷)区

No.	意見・課題の内容	改善策(検討した場合のみ)
1		
2		
3		
4		
5		
6		

自主審議事項「勝馬投票券の特定財源について」

2回目の意見書に対する市の回答（H28. 4. 15付 抜粋）

なお、本基金については、旧中郷村が一般会計の剰余金を当該基金に積み立ててきた経緯等を勘案し、事務事業の総点検時に平成 30 年度末までに基金を廃止するとした期限にこだわらず、基金条例に規定する用途目的の事業に、基金残額の全てを充当した上で条例を廃止するとともに、交付金を一般財源化することといたします。

このため、平成 28 年度での予算措置と同様に、基金残額を事業財源として充当するまでの間、交付金は一般財源とはせず、基金に積み立てることとします。



上記回答内容に対する中郷区地域協議会としての対応は・・・

〈前回地域協議会（H28. 9. 28 開催）において次のとおり方向性を決定〉

- | |
|---|
| ・ 2 回目の意見書に対する市の回答内容については、基本的に容認する形をとる |
| ・ 区内の町内会長や住民に対し、上記のことについて周知し地域全体の共通理解を得られるよう取り組む |
| ・ 基金の使い道については、中郷区にとって有益な事業が具現化できる手法を協議のうえ、地域住民の意見を求めながら審議を進める |



上記方向性に基づき、次回以降審議を再開

今後の審議スケジュール（案）

月数	年度	時期	地域協議会	町内会長への 周知等	地域住民への 周知等	総合事務所・ 関係課		
1	H28	10月	取組方針の決定 ・基本的な進め方を協議、決定	11/29(火) 町内会長連絡会議 (地域協議会会長が出席し、今後の方向性等について説明)	12/15 発行 地域協議会たより (今後の方向性等について掲載)	・進め方等素案の作成		
2		11月						
3		12月	地域課題の把握 ・資料等による勉強会					
4		1月						
5		2月	活動報告会での意見交換 ・経過報告、地域が抱える問題点の抽出					
6		3月	・意見の集約、地域課題の絞込み ・自主的審議に係る提案書の提出				町内会長連絡会議	地域協議会たより
7	4月	自主的審議(基金の 使途について)の開始						
8	5月	・検討方法、スケジュール等を決定 ・分科会、検討委員会等設置の検討						
9	6月							
10	7月	提案事業検討	町内会長連絡会議	地域協議会たより	・検討資料等の作成 ・検討委員会開催の段取り ・出された意見の整理 ・報告書(案)の作成 など			
11	8月	検討委員会の設置 ・住民、団体代表者等の参画による検討						
12	9月	・意見集約、検討案の作成 ・報告書のとりまとめ、提出						
13	10月	先進事例等の研究 ・事業計画の具体化 ・事業費の積算等				町内会長連絡会議	地域協議会たより	
14	11月							
15	12月							
16	1月							
17	2月	活動報告会での意見交換 ・経過報告、事業計画案について意見聴取		町内会長連絡会議	・検討資料等の作成 ・事業提案書(案)の作成 など			
18	3月	提案事業成案化 ・検討委員会作成案の審議						
19	4月	実現性の検討、意見集約						
20	5月							
21	6月	事業提案書作成提出 ・地域協議会としての意思決定 ・事業提案書の提出	町内会長連絡会議			地域協議会たより	・事業提案書の受理、関係課への報告	
22	7月							
23	8月							
24	H30	9月	市の回答書受理			・地域協議会へ回答書の提出		

※ 上記スケジュールは「地域を元気にするために必要な提案事業」の流れを基本に、素案として作成したものである。

(3) 地域を元気にするために必要な提案事業

○地域を元気にするために必要な提案事業とは

地域自治区制度の本来の力を発揮するためには、地域協議会による自主的審議の取組をさらに進めていくことが重要であり、その取組を進めるには、地域協議会が積極的に地域の住民の皆さんや活動団体等と意見交換を行い、地域の課題を主体的に把握し、情報共有を図っていくことが大切です。

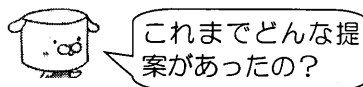
「地域を元気にするために必要な提案事業」は、これら意見交換と情報共有を通じて把握した課題の解決に向けて、地域が主体的に取り組むに際して市に必要な対応を求めることができる制度です。

市も、その検討の過程に関わりながら、実現性の高い解決策を検討していきます。

◎ポイント

「意見書」の提出とは次の点が異なります。

- ・地域住民や各種団体等の皆さんとの意見交換を通じて把握した課題への対応であること。
- ・地域の皆さんが主体的に取り組む事業であること。
- ・市が検討の段階から、事業や取組の実現に向けて協議に加わること。



頸城区で観光協会をつくって観光振興を進めたいという提案があったんだ。市は観光協会設立のための補助金を出したよ。



図7：地域を元気にするために必要な提案事業の流れ

